

焼津市週休２日工事（建築工事）実施要領

（目的）

第１条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第２条 原則として、焼津市が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （１）施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事
- （２）市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第３条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（１）週休２日

ア 完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。

イ 月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（４）現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下

同じ。)の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(週休2日の達成基準)

第4条 週休2日の達成基準は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日)

完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、日曜日から土曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、(1)及び(2)において、現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合は、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、(2)及び(3)における現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。(1)から(3)において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

(発注)

第5条 発注方式は発注者指定型とする。分離発注工事の場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

受注者は、対象期間開始前に「完全週休2日(土日)」に取り組む希望について発注者と協議しなければならない。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須とする。

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)」の取組を希望しない場合は、「月単位の週休2日」を上限として、第6条を判断する。

(費用の計上)

第6条 現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

費用の補正に係る具体の積算等の方法は、静岡県が定める「静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(実施方法)

第7条 実施方法は次のとおりとする。

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

ア 対象期間開始前

- (ア) 「対象期間」を受発注者間協議により設定する。
- (イ) 受注者は、完全週休2日(土日)に係る取組の希望について、発注者と協議のうえ、希望する取組を行うものとする
- (ウ) 受注者は「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- (エ) 分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所(現場休息)予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

イ 対象期間中

- (ア) 受注者は、監督員が現場閉所(現場休息)の状況(実績)を確認するために、実施工程表等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。
- (イ) 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。
- (ウ) 工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整を行う。

ウ 達成状況確認時

監督員は、受注者から提出された「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施工程表等の書類により現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

エ その他留意事項

- (ア) 受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受注者と発注者間で協議を行うこととする。
- (イ) 受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場に

において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

(ウ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(エ) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 入札参加者等への周知

本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する焼津市週休２日工事（建築工事）特記仕様書（別紙）に明記する。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和５年１０月１３日から施行し、令和６年４月１日から適用する。ただし、施行の日以後に設計された工事であって、工事期間が令和５年度中に開始し、令和６年度以降に終了するものについては、市長が特に認めるものを除き、令和６年４月１日以前であっても適用の対象とする。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月２８日から施行し、施行の日以降に設計された工事について適用する。